

定 款

一般社団法人

千葉県高圧ガス保安協会

(平成26年5月30日改定版)

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、高圧ガスの製造、販売、消費、移動及び設備機器製作等の全般にわたり、高圧ガス関係事業所の自主保安の促進を図り、もって公共の安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高圧ガスの製造者、消費者及び輸送業者等に関する安全を確保するための保安基準、指針等の作成及び普及
- (2) 高圧ガスに係る災害防止及び保安技術向上のための研修会、講習会及び見学会の開催
- (3) 関係官庁及び関係団体との連絡調整並びにこれらと共同して行う事業
- (4) 高圧ガス関係法令の普及、指導
- (5) 高圧ガスの保安に関する資料の収集、作成及び発行配布並びに図書及び千葉県収入証紙の販売
- (6) 高圧ガスの保安に関する県その他官庁、関係団体等からの委託事業
- (7) 高圧ガス容器管理の指導
- (8) 高圧ガス関係法令に関する検査
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(本会の構成員)

第5条 本会は、本会の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定により本会の会員となつた者をもつて構成する。

2 前項の会員をもつて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けるものとする。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 納入済みの入会金及び会費等拠出金は、これを返還しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他本会の規程に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が解散したとき

第4章 総会

(総会の構成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(総会の権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費に関する事項
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の定時総会をもって、法人法上の定時社員総会とする。

(総会の招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長又は副会長が招集する。

2 総会員の議決権を有する10分の1以上の会員は、会長又は副会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(総会の議長)

第15条 総会の議長は、会長又は副会長がこれにあたる。

2 前項の規定にかかわらず、会長及び副会長が欠けたとき又は事故があるときは、出席した会員の中から選出する。

(総会の議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(総会の決議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の特別決議は、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 事業の譲渡
- (6) 吸収合併

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行うものとする。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 やむを得ない理由のため、総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の会員を代理人として決議を委任することができる。

(総会の議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した理事2名が記名押印する。

第5章 役員並びに理事会

(役員を設置)

第19条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上25名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、1名を副会長とし、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長及び副会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表して、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事が、第19条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員報酬等)

第24条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員報酬支給規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の損害賠償責任の免除)

第25条 本会は、役員が法人法第114条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(理事会の構成)

第26条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 本会の規程の制定及び改廃
- (5) 役員が損害賠償責任の一部免除

(理事会の招集)

第28条 理事会は、会長又は副会長が招集する。

(理事会の議長)

第29条 理事会の議長は、会長又は副会長がこれにあたる。

2 前項の規定にかかわらず、会長及び副会長が欠けたとき又は事故があるとき及び理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から選出する。

(理事会の決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき、理事会の決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事が異議を述べた場合はこの限りではない。

(理事会の議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長又は副会長が作成し、理事会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長又は副会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けるものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類はその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けるものとする。

3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 委員会等

(委員会等)

第35条 本会は、理事会の決議を経た委員会等を置き、業務を適切かつ効率的に執行する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の非分配)

第38条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第39条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、地方公共団体等に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲示する。

第10章 その他

(委任)

第41条 この定款に定めるものの他、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は川畑裕、藤井文人とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、

| | |
|------------|----|
| 平成23年6月 3日 | 制定 |
| 平成24年5月22日 | 改定 |
| 平成24年10月1日 | 改定 |
| 平成25年3月15日 | 改定 |
| 平成26年5月30日 | 改定 |